

日本共産党

2020年5月19日

市議団ニュース

【コロナ対策特集号】No.3号

日本共産党松戸市議会議員団

〈連絡先〉松戸市役所控室

電話 : (366)7403

FAX : (366)5915

東京都や千葉県等をのぞく39県で緊急事態宣言が解除されました。また松戸市では115例目が報告された5月13日以降、新たな感染者は出ていない状態が続いています。一方、4月28日から申請書のダウンロードや配布がはじまった1人10万円の特例給付金は、一部で市民の皆さんに振り込まれはじめています。一刻も早い生活・営業の安心を取り戻すことが政治の責任です。

私たち日本共産党市議団も、新型コロナ相談会を開催しています。ご一緒に未曾有のコロナ禍を乗り越えましょう。

第2回 新型コロナ相談会 (電話でもOK)

日時：5月25日（月曜日）14：00～16：00

電話：047-366-7403（日本共産党市議団控室）

- コロナ問題で安倍政権は「桜」や「モリカケ」「検察庁」問題など煙に巻こうとしている！
- 給付金の申請書の書き方を教えて欲しい。
- 事業者向支援の申請を一緒にやって欲しい。
(市議団に寄せられた声や相談の一例)



うつの 史行



山口 正子



平田きよみ



ミール 計恵

一律 一人
10万円給付

特別定額給付金は5月13日時点で申請数22,882件、そのうち口座振込された件数は2,291件です。

申請書ダウンロード (QRコード→)

※未申請の全世帯を対象に、5月末頃に申請書を送付予定
その場合は6月中旬以降の支給になります。



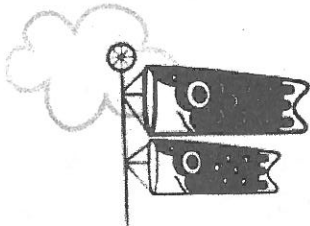
銀行口座がない方へは別途現金給付の機会を設ける予定です。

特別定額給付金担当室
電話番号：047-366-7062

松戸 特別定額給付金

検索

各種支援制度をご利用下さい(※主な支援制度)

名称	制度概要	相談・問い合わせ先
持続化給付金	コロナの影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者(中小事業者、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、フリーランスなど)に100万円～200万円を給付します。	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 IP電話専用回線 03-6831-0613
千葉県中小企業再建支援金	コロナの影響で売り上げが減少した事業者、に、賃料や感染症防止対策に係る経費などを総合的に支援するため、20万円～40万円の給付金の支給を予定しています。	千葉県中小企業再建支援金相談センター 0570-04-4894
事業者向け融資	新型コロナウイルス感染症対応特別資金など県制度融資、日本政策金融公庫特別貸付、商工中金危機対応融資など無担保貸付などがあります。	千葉県商工労働部経営支援課 043-223-2707 日本政策金融公庫千葉支店 043-243-7121 商工中金特別相談窓口 0120-542-711
税・保険料の減免や徴収猶予	コロナの影響による事業等の収入に相当の減少があった方は、地方税の徴収の猶予(1年間、無担保、延滞金免除)や、下水道水道料金の猶予を受けることができます。	松戸市財務部債権管理課 047-704-4004 松戸市建設部下水道経営課 047-366-7394 松戸市水道部総務課 047-341-0430
生活福祉資金の特例貸し付け	コロナの影響による休業や失業で生活資金が必要な方に10万円以内の緊急小口資金を貸し付けます。	松戸市社会福祉協議会生活相談課 047-368-0912
総合支援資金(生活支援費)	コロナの影響による休業などにより当面の生活費が必要となる方に月15万円(単身)～20万円(2人以上世帯)を貸し付けます。	
住宅確保給付金	離職や商売の廃業により、住居を失ったり家賃を払えない方に家賃相当の給付金を支給します。	松戸市自立相談支援センター 047-366-0077

※分からないことがありましたら、お気軽にご相談下さい。